

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

上記代理人 [REDACTED]
[REDACTED]

処分庁 川西市福祉事務所長

○ 上記審査請求人が、平成30年9月3日付けで提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

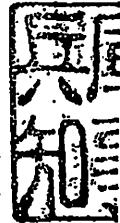
事案の概要

- 1 審査請求人([REDACTED])は、川西市に居住し、平成22年3月24日から生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による保護を受けている。
- 2 平成29年2月21日、処分庁(川西市福祉事務所長)は審査請求人の子である■及び■(以下「審査請求人の子ら」という。)について、同年3月1日付けで重度障害者加算を認定(以下「平成29年認定」という。)した。
- 3 処分庁は、審査請求人の子らの重度障害者加算を削除することを変更理由とする保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、平成30年6月26日付け保護変更決定通知書で審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、平成30年9月3日、兵庫県知事に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人の子らは常時介護を要する状態であり、重度障害者加算が認定されてから削除されるまでの間に、心身及び生活の状態に特段の変化はなく、むしろ介護の必要性は増したと判断されるため、本件処分は違法である。
- (2) 処分庁は平成29年認定時において、審査請求人の子らの障害の程度を総合的に判断したにもかかわらず、本件処分時に通知書とともに添付されていた紙片には



「特別児童扶養手当を受給していることで重度障害者加算を認定してい」たと記載されている。したがって、本件処分の理由に誤りがあるため、本件処分は違法である。

- (3) 本件処分は、審査請求人の子らの障害及び生活の状況について調査をすることなく決定されており、法第25条第2項の調査義務に違反する。
以上により、本件処分は違法であるから取消しを求める。

2. 処分庁の主張

- (1) 審査請求人の子らに特別児童扶養手当が支給されていること等をもって、平成29年2月10日に重度障害者加算の認定を決定したものであるが、兵庫県による生活保護法施行事務監査において、重度障害者加算の適否について検討するよう指導されたことから、同加算を認定している全世帯について改めて点検した。
- (2) 審査請求人の子らが受給している特別児童扶養手当の等級は2級であり、障害児福祉手当を受給していないこと、障害福祉サービスの利用状況等からみて、重度障害者加算の認定基準である特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1（以下「別表第1」という。）に定める程度の障害の状態になく、日常生活において常時介護を必要としないため、加算の削除を行ったものであり、妥当である。
- (3) 障害福祉サービスの利用状況について、ケース記録への記載はないが、川西市福祉部障害福祉課等関係機関に聞き取り調査を実施しており、違法性はない。

以上により、本件処分に何ら違法又は不当な点はない。

理 由

1. 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法による保護は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するものであるところ（法第1条）、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをして、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされている（法第4条第1項）。
- (2) 法による保護の基準は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」ものとされており（法第8条第1項）、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないのでなければならない」とされている（同条第2項）。
そして、同条第1項の基準は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。本件処分時の最終改正：平成29年3月31日付け厚生労働省告示第162号。以下「保護の基準」という。）によって定められている。



- (3) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。本件処分時の最終改正：平成30年3月30日付け厚生労働省発社援0330第2号。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。最終改正：平成30年4月10日付け社援発0410第9号。以下「局長通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。本件処分時の最終改正：平成30年6月8日付け社援発0608第8号。以下「課長通知」という。）が定められており、法第25条第2項に基づく保護の変更に係る事務も、これらの通知（以下、これらの通知をまとめて「処理基準」という。）によるものとされている。
- (4) 「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」とこととされている（法第25条第2項）。
- (5) 法による保護の要否及び程度は、保護の基準、次官通知及び局長通知により認定した最低生活費と、次官通知及び局長通知により認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定するものとされている（次官通知第10）。
- (6) 最低生活費については、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相違並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること」とされている（次官通知第7）。
- (7) 保護のうち生活扶助については、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの及び移送の範囲内において行われるとされている（法第12条）。
- そして、生活扶助の障害者加算は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級から3級まで又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級又は2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定していないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）について行うこととされている（保護の基準別表第1第2章の2）。

さらに、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「特児法施行令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にある



ため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に14,580円を算定するものとされている（以下「重度障害者加算」という。保護の基準別表第1第2章の2(3)）

(8) 障害の程度の判定は、「原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと」とされ（局長通知第7の2(2)エ(7)）、これらの手帳等を所持していない者については、「保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと」とされている（局長通知第7の2(2)エ(4)）。

また、「保護受給中の者について、月の中途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと」とされている（局長通知第7の2(2)エ(4)）。

2 本件処分について

(1) 兵庫県行政不服審査会に対する審査請求人の主張

審査請求人は、審理関係人の主張の要旨1の主張に加え、兵庫県行政不服審査会に主張書面を提出し、次のアからウまでを主張している。

ア 障害の程度の判定

審査請求人の子らの障害の状態は、常時介護を要する状態であるため、そもそも保護の変更には理由がない。また、本件処分時、平成29年認定時よりも審査請求人の子らの介護の必要性は増していたことからも、本件処分に理由は存しない。

また、処分庁が平成30年6月26日付で審査請求人に通知した保護変更通知書とともに添付されていた紙片には、「特別児童扶養手当を受給していることで重度障害者加算を認定していましたが、特別児童扶養手当の受給では認定できないことが判明し7月1日付で加算できなくなりました」と記載されている。しかし、処分庁は審査請求人の子らの障害の状態について、総合的に判断して重度障害者加算を認定したのである。このことは、平成29年2月17日のケース診断会議記録票に「療育手帳B2を保有。特別児童扶養手当を受給している。今般、特別児童扶養手当の診断書を確認した結果、国民年金法施行令別表に定める2級の程度と同等の障害の程度であると判明。また、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める障害状態であることを確認し



た。」とあることからも分かる。また、平成30年8月21日、処分庁の職員が審査請求人に対して、平成29年認定は総合的に行ったと説明していることからも明らかである。

イ 理由の提示

行政手続法第14条第1項本文は、不利益処分をすると同時に、名宛人に対してその理由を示さなければならぬとしている。

重度障害者加算は、障害の状態を客観的に見て認定されるものであるから、処分庁が審査請求人の子らの障害の状態をどのように評価して本件処分を行ったのかが記載されなければ同項の趣旨を没却するといえる。

本件においては、審査請求人の子らの障害の状態について、平成29年認定時と変わりがなかったため、本件処分が行われた理由が審査請求人にとっては全く不明な状態である。

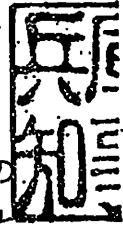
ウ 調査義務違反

法第25条第2項によれば、保護の実施機関は、保護の変更に際して、被保護者の生活状態を調査する義務があると規定しているところ、処分庁は審査請求人の子らの障害及び生活の状態について調査をすることなく、本件処分を行つており、同項に違反する。

(2) 本件処分の前提となる処分庁の検討について

ア 前記1の(7)のとおり、重度障害者加算は、特児法施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において當時の介護を必要とする者について認定することとされている（保護の基準別表第1第2章の2(3)）。このため、特児法第2条第2項で定める重度障害児に対して、特児法第17条に基づき支給される障害児福祉手当を受給している者が重度障害者加算の対象者となることは明らかである。一方で、重度障害者加算の認定に該当する障害の程度が判定できる、行政庁により証明された手帳、証書、通知書等を所持していない者（以下「手帳等不所持者」という。）の障害の程度の判定については、局長通知第7の2(2)工(1)において、「保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと」とされている。このことからすると、手帳等不所持者が重度障害者加算の対象者となるかどうかの障害の状態については、手帳等以外の障害の程度が確認できる書類に基づき、処分庁が手帳等不所持者の障害の状態を個別に判定することになると解される。

イ 前記(1)のとおり、平成29年認定は、審査請求人が当審査会に提出した平成29年2月17日のケース診断会議記録票（以下「本件記録票」という。）において「今般、特別児童扶養手当の診断書を確認した結果、国民年金法施行令別表に



定める2級の程度と同等の障害の程度であると判明。また、特別児童手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める障害状態であることを確認した。」との記載があり、当該記載からは、処分庁が手帳等以外の障害の程度が確認できる書類に基づき、手帳等不所持者である審査請求人の子らの障害の状態を個別に判定したと読み取ることができる。その一方で、処分庁は、本件処分に際して、本件処分についての説明を記載した紙片において「特別児童扶養手当を受給していることで重度障害者加算を認定していましたが、特別児童扶養手当の受給では認定できないことが判明し7月1日付けで加算できなくなりました。」として、平成29年認定にあたって、処分庁が処理基準を誤って解釈し、特別児童扶養手当を受給していること等をもって安易に認定したものとして審査請求人に説明しようとしたものと認められる。

ウ 平成29年認定において、本件記録票の記載にあるように処分庁が審査請求人の子らの障害の状態を個別に判定していたのであれば、当該判定に用いた事実や基準に誤りが認められたとしても、審査請求人の子らの障害の状態を改めて慎重に検証するという個別の判定を行う必要がある。

また、審査請求人に対する説明のとおり、本件記録票の記載に表記上の誤りがあり、処分庁が審査請求人の子らの障害の状態を個別に判定しておらず特別児童扶養手当を受給していること等をもって安易に認定していたのだとしても、本件処分は、平成29年認定によりいったん認められた当該重度障害者加算を取り消す不利益処分に該当するため、審査請求人の子らの障害の状態を個別に判定する必要がある。

すなわち、平成29年認定を取り消すためには、処分庁は、審査請求人の子らについて、手帳等以外の障害の程度が確認できる書類に基づいて障害の状態を個別に判定した上で、特児法施行令別表第1に定める障害の状態なく日常生活において常時の介護を要しない者であることを確認しなければならない。

しかるところ、本件処分において処分庁が個別の判定を行っていないことは、審査請求人に対する説明から見ても明らかであるから、本件処分を行うための要件を充足していないと言わざるを得ない。

エ 以上のとおり、本件処分は法の趣旨に則った判定を経たものではなく、その調査及び判断の過程には過誤、欠落があるため、理由の提示の瑕疵等について検討するまでもなく、本件処分には違法が存すると言わざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件処分手続が適正に実施されたとはいえず、本件処分を取り消すべきであることから、行政不服審査法（平成26年6月13日法律68号）第46条



第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年1月28日

兵庫県知事

井戸 敏生

